

中東・北アフリカ諸国の商業代理と商品・サービスの販売
(ヨルダン・リビア・スーダン共和国・シリア・イエメン)

2012年10月

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 **Herbert Smith Freehills LLP** に作成を委託し、2012年8月9日現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Herbert Smith Freehills LLP** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Herbert Smith Freehills LLP** がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先:

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail : OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail : info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先:

Herbert Smith Freehills LLP (Dubai)

Dubai International Financial Centre

Gate Village 7, Level 4

P.O. Box 506631

Dubai, UAE

Tel: +971-4-428-6300

Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

目次

ヨルダン.....	1
リビア.....	8
スーダン共和国.....	15
シリア.....	20
イエメン.....	29

商業代理と商品・サービスの販売

ヨルダン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店法の条文)
1.	適用法令	ヨルダンにおける商業代理店法は、商業代理店や仲介に関する 2001 年法第 28 号(「商業代理店法」)により構成されています。この法律は、商業代理に関する 1985 年の従前の法に代わるものです。2001 年以降、商業代理店法には実質的な改正はなされていません。ただし、2004 年には、商業代理店法に基づいて、代理店や仲介を規律する一連の指令指示が発行されました(「指令」)。	
2.	登録商業代理店となることができる者	ヨルダンの商業代理店法の規定によれば、登録商業代理店は、ヨルダン国民またはヨルダンで設立された法人でなければなりません。ヨルダンで設立された法人の株式を外国人が保有することは可能ですが、現行の実務上では、外国資本比率は 50%に制限されています。さらに、ヨルダンで活動する外国会社は、(ヨルダンで設立された法人を通さない限り)他の外国会社の商業代理店として活動することを明示的に禁止されています。 登録代理店となることの効果として、(後述 13 項において説明するとおり)ヨルダンの商業代理店法における保護が適用されます。	第 3 条
3.	商業代理／商業代理店の定義	商業代理店法上、商業代理とは、代理店が自己の計算においてまたは委託者のために、ヨルダン内で委託者の商品の輸入や流通、販売、販売の申し込みや商業サービスを提供することを受任する、委託者と代理店との間の契約を指します。そのため、代理店契約と販売店契約のいずれも、商業代理店法の適用対象となります。	第 2 条
4.	商業代理店の利用以外の方	外国製造業者は、ヨルダン内の最終顧客が自ら商品の通関を手配する限りにおい	

ヨルダン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
	法	<p>て、個別の取引を通じて直接販売することを認められています。</p> <p>産業貿易省の現行の実務上では、フランチャイズ関係は、商業代理とみなされていないものの、商業代理店法の適用外であると明示的に規定されているわけではありません。</p> <p>外国製造業者は、商品の販売やサービスの提供のために、ヨルダン内に子会社として法人を設立することができます。ヨルダンには、基本的に、限られた場合を除き、外国資本規制はありません。</p>	
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	<p>商業代理店法に従って登録を受けていない者は、ヨルダンにおいて商業代理店として活動することはできません。登録代理店となることの効果として、特に解約時の補償に関して、ヨルダンの商業代理店法における保護が適用されます(13項をご参照ください)。</p> <p>産業貿易省にて管理されている商業代理登録簿に登録する責任は、商業代理店にあります。商業代理店の登録は、契約が締結された日より60日以内に登記局に申請しなければなりません。登記局は、申請の日から2週間以内に申請に対する決定を下さなければならず、登録が認められた場合には、商業代理店に対して証明書が発行されます。</p> <p>申請書には、16項に記載されている詳細を含む商業代理店契約を添付しなければなりません。契約は、ヨルダンでの実施に必要とされる認証・証明を受けていなければならず、アラビア語で作成されていない場合には、認証された翻訳も提出しなければなりません。</p>	<p>第5条</p> <p>第6条</p> <p>指示の第8条 および第9条</p>
6.	商業代理店を登録しなかった	商業代理店がヨルダン国民ではない場合、および／または現地の代理店が商業	第10条

ヨルダン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
	場合の影響	<p>代理登録簿に登録していない場合、ヨルダンの商業代理店法は、いずれの当事者も商業代理店法の規定の恩恵を受けることができない、と定めています。これは実際には、解約時に補償を受ける権利を失う代理店にとって不利益となります(13項をご参照ください)。</p> <p>ただし、未登録の商業代理店と取引をしている第三者(代理店の顧客を含む)は、未登録の代理関係の存在を裏付ける証拠があれば、これについて訴訟を提起することができます。</p> <p>ヨルダンの裁判所が、当事者の合意に基づき、商業代理店法のいずれかの規定を適用することで、未登録の契約条項を是認することもあります。ただし、裁判所は、(これは、未登録の契約は一般的に強制執行できないという意味ではありませんが)法や公序に反する規定は是認しません。</p> <p>商業代理店法に基づく登録を行わなかった商業代理店は、未登録期間が3カ月以内の場合は登録費用の2倍、未登録期間が5カ月以上の場合は登録費用の5倍を請求されます。産業貿易省への登録を怠った際は、500ヨルダン・ディナール(約700米ドル)以上2,000ヨルダン・ディナール(約2,800米ドル)以下の罰金が科されます。これは、ヨルダンにおいて、取り締まりの対象となっています。</p> <p>しかし、罰金が科されるもかかわらず、未登録の商業代理店契約は珍しくありません。</p>	第17条(c)
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	産業貿易省(Ministry of Industry and Trade)	

ヨルダン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
8.	商業代理店または商業代理店 契約の登録抹消	<p>商業代理店は、いずれかの当事者による解約の日または(更新されなかった)契約の満了日から 30 日以内に登録を抹消しなければなりません。</p> <p>委託者が正当事由なく(双方の合意や裁判所の命令もなしに)契約を早期に解約しようとした場合、商業代理の登録は抹消されず、代理関係が独占的なものである場合には新たな登録代理店を選任することはできないため、委託者の事業の妨げとなる可能性もあります。</p>	
9.	独占性	ヨルダンの商業代理店法には、登録される商業代理が独占的なものでなければならないという要件はありません。	
10.	商業代理店契約に要求される 準拠法および管轄	<p>ヨルダンの裁判所は、商業代理店契約に関する紛争について専属的な管轄権を主張します。当事者は、ヨルダン内において効力を有する登録商業代理店契約に関する請求を外国の裁判所が審理する旨を有効に定めることはできません。契約において当事者が外国の裁判所による管轄を指定しているにもかかわらず、ヨルダンの裁判所が管轄を受諾する可能性はあります。そのため、委託者は、並行、競合する訴訟手続が生じるリスクについても検討する必要があります。</p> <p>登録された商業代理店契約において当事者らが仲裁を選択することは、ヨルダンの商業代理店法上では明示的に認められていませんが、近年の判例は、ヨルダンの裁判所が仲裁条項を是認し、そのような場合には訴訟手続を停止する可能性を示唆しています。ヨルダンの裁判所は、登録された商業代理店契約に関する外国の仲裁判断がその他の点において(ニューヨーク条約など、適用される条約の下で)執行可能なものであれば、公序を理由に執行を拒絶しない限り、これを執行すると考えられます。</p>	第 16 条

ヨルダン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>未登録の商業代理店契約については、ヨルダンの裁判所は一般的に、当事者が合意した契約の内容が法や公序に反しない限り、これを執行します。そのため、当事者が指定する管轄も尊重し、未登録の商業代理店契約に関する外国の判決や仲裁判断も、公序を理由に執行を拒絶しない限り、(適用される条約の下で)執行します。</p> <p>当事者には、契約が登録されているか否かにかかわらず、ヨルダン法以外の準拠法を選択する自由があります。</p>	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または最長期間	特にありません。	
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	期間の定めのある代理店契約は、当事者により更新されない限り、期間満了時に終了します。期間の定めのない契約は、当事者双方の合意もしくは管轄当局の命令、または契約の条項に従って、終了させることができます。	
13.	登録された商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	<p>ヨルダンの商業代理店法上、委託者が、代理店の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、期間の定めのある代理店契約を期間満了日前に解約した場合、代理店は補償を請求することができます。商業代理店法上の不当な期限前解約の際の補償は、現実の直接損害と代理店の逸失利益に基づくものと定められています。</p> <p>登録された商業代理店契約がその定めるところに従って終了した(そして更新されなかった)場合、または当事者が期間の定めのない契約をその定めるところに従って終了させた場合、ヨルダンの民法上(契約上当事者がこれを適用している場合)、補償の支払いが生じるのは、代理店が解約の結果として損害を被ったという、委託者の契約違反がない限り立証が困難な場合に限られています。基本的に、代</p>	第 14 条

ヨルダン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>理店は逸失利益を回収することはできません。商業代理店法は、このような場合、終了時の補償について規定していません。</p> <p>登録された代理関係の終了に際して、商業代理店法上支払われるべき補償の金額に、上限を設定することも可能です。ただし、該当する状況において当該上限の設定が合理的であるかを評価する裁量は、裁判所にあります。一般民事損害についての責任制限は、派生的損害の除外および／または損害賠償額の予定条項を含め、その内容が合理的なものである限り、ヨルダンの裁判所により是認される可能性があります。</p>	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の規定	未登録の期間の定めのない契約は、契約の終了に関する定めに従って、または両当事者の合意により、または裁判所の命令により終了させることができます。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	未登録の商業代理店契約の終了時や期間満了時に支払われるべき補償は、契約の条項に従って解約した場合、もしくは契約の満了時に更新されなかった場合、登録された商業代理店契約のものと同額になります。当事者が選択した場合には、ヨルダンにおける一般民法が適用されます—13項をご参照ください。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	<p>登録される商業代理店契約は、以下の詳細を含まなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商業代理店契約の期間 ● 商業代理の対象地域 ● 代理の終了方法 ● 契約上の当事者の義務に関するその他重要な詳細 	

リビア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	<p>リビアにおける商業代理に関する法の現時点での位置づけは複雑です。従前に商業代理の地位を規定していた主な法律は、商業代理店の仕事を規定する2004年法第6号でした。この法律は、全人民委員会(General People's Committee、リビアの内閣に相当)による2004年決定第136号(「2004年施行規則」)によって発布された一連の施行規則を伴うものでした。2004年法は、2010年法第23号(「2010年法」)の第1358条によって廃止され、同法は商業代理に関する新たな施行規則が制定されることを前提としています。もっとも、本稿執筆時点では、未だ新規則は公布されていないため、2004年施行規則は、2010年法の規定に違反しない限り、依然として効力を有します。</p> <p>本稿執筆時点では、近い将来において、商務省(Ministry of Commerce)より、商業代理に関する新たな決定が発布されることが見込まれています。</p>	
2.	登録商業代理店となることができる者	<p>登録商業代理店の役割を果たせるのは、リビア国民と、100%リビア国民に所有されるリビアで設立された会社に限られています。</p> <p>法人たる商業代理店は、適切に設立され、商業代理店契約に基づいて遂行することとなっている種類の活動をその目的としなければなりません。</p>	2004年施行規則第8条
3.	商業代理/商業代理店の定義	<p>2010年法は、商業代理店をその委託者のために、かつ委託者の名義において商業活動を行う者(自然人または法人)と説明しています。</p> <p>この説明は、商業代理店は委託者のために、リビアにおける商品またはサービスのマーケティング、(直接のまたは販売業者を通じた)商品の輸入および販売、ならびにアフターサービスを主とする、一つ以上の商業活動を行うことを許可されたものであると説明する2004年施行規則の説明と比べて、かなり簡略化されています。</p>	2004年施行規則第1条

リビア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
4.	商業代理店の利用以外の方法	外国法人が現地のリビアのパートナーとともに合弁事業に出資し、リビアにおいて合弁事業会社と呼ばれる形態の法人を設立することも可能です。合弁事業会社は、自らの計算において、自社の商品の取引をすることができます。	
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	<p>商業代理店がリビアで商業代理店として活動するには、経済省 (Ministry of Economy) の会社・商業登記部 (Department of Companies and Commercial Registers) の承認を得なければなりません。承認の対象となるのは、代理の対象となっている商品またはサービスの種類、リビアにおける商業代理の対象地域および契約期間です。</p> <p>商業代理店は、商業代理店契約を経済省の会社・商業登記部にて登録することが義務付けられています。契約書を登録するためには、これを政府公認の翻訳者が翻訳し、リビアにおいて実施するのに必要な証明・認証を受けなければなりません。</p> <p>以下の分類の商品を扱うためには、必ず登録商業代理店を使用しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乗用車およびオートバイ ● 複写機 ● オーブン、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機および他の主な「白物家電」 ● テレビ、ファクスおよびコンピューター ● 道路建設・舗装機材 ● ポンプを含む農業重機 	2001 年法第 23 号および 2012 年閣僚会議決定 第 187 号

リビア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>全人民委員会は、農業重機をはじめ他の種類の機器・乗り物を扱う商業代理店は、国有企業である経済・社会開発基金 (Economic and Social Development Fund) が 51%以上を保有し、残りの 30%が代理店、19%が一般に公開される、合弁企業の形態を取らなければならない旨を定めた、2009 年決定第 437 号を発行しています。ただし、本稿執筆時点では、本決定が施行されているか否かは不明です。</p> <p>商業代理店は、上記に列挙された制限商品のうち、1 種類についてのみ商業代理店として行為できる、との制限を受けます。もともと、2006 年決定第 83 号により、商業代理店は以下の 15 種類の事業活動のうち、代理店として扱うことができる商品が 3 種類に限定されるようになり、事態は更に複雑になっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務用品 ● 家庭用電気製品 ● 業務用電気製品 ● 電子機器 ● 作業場向けの特別の機器・工具 ● 工業用木材 ● 軽農業資材 ● 農業用品 ● 医薬品・医療用品 (一般供給会社を通じて輸入される血液製剤を除く) ● 清掃・美容用品 	

リビア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<ul style="list-style-type: none"> • ベビー用品 • 写真機材および用品 • 全種類のヨット、ボートおよびトロール漁船 • 製菓・製パン用品 	
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	<p>経済省から必要な承認を受けず、かつ商業代理店契約の写しを届け出ることなく商業代理店として活動する者は、3,000リビア・ディナール(約2,330米ドル)以上10,000リビア・ディナール(約7,850米ドル)以下の罰金を科される可能性があります。</p> <p>未登録の商業代理店契約は、商業代理店がリビア内でその契約の条件に基づいて有効に活動することを認めるものとはなりません。従って、契約に基づいて行われたいかなる行為も、代理店が合法的に行ったことにはなりません。契約は民事契約として当事者間で権利義務を相互に強制する基礎とはなり得ますが、リビアの裁判所が商業代理店に関する法の規定に基づいて未登録の代理店契約を是認する可能性は低いでしょう。</p>	
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	経済省の会社・商業登記部(Department of Companies and Commercial Registers, Ministry of Economy)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	商業代理店の登録は、代理店たる個人(会社の場合にはその株主)が死亡した場合、商業代理店が代理店としての活動を止めた場合、代理店が解散した場合、または商業代理が解約もしくは期間満了によって終了した場合に抹消されます。登	商業登記に関する 2012 年法第 187 号第

リビア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		録抹消は、利害関係者の請求または裁判所の命令によって行われます。	18条
9.	独占性	代理店契約が独占的なものでなければならないという明文の要件はありません。委託者は、リビアの各県(シャアビーヤ)および各商品について、それぞれ商業代理店を選任することができます。	
10.	商業代理店契約に要求される 準拠法および管轄	<p>リビアの商業代理店契約に適用されるリビア民法の下では、準拠法または管轄の選択についての制限はありません。従って、当事者は外国の法を選択し、商業代理店契約から生じる一切の紛争を審理する主体として外国の裁判所または仲裁廷を選択することができます。</p> <p>リビアの裁判所は、商業代理店契約に関する外国の判決や仲裁判断であっても、その判決や仲裁判断がその他の点において(例えば適用される条約の下で)執行可能なものであれば、公序を理由に執行を拒絶しない限り、これを執行すると考えられます。リビアは現在ニューヨーク条約の締約国ではありませんが、中東全域にわたり相互執行を認める条約であるリヤド協定の締約国となっていることには、留意すべきでしょう。</p>	
11.	商業代理店契約で要求される 最短期間または最長期間	特にありません。	
12.	登録された商業代理店契約の 終了に関する法の規定	リビア法には、外国委託者または商業代理店が代理店契約を解約またはその更新を拒絶する権限に制限を加えるような規定はありません。商業代理店契約および(当事者が契約の準拠法として選択した場合には)リビアの一般契約法の定めが適用されます。	

リビア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
13.	登録された商業代理店契約の 解約および／または非更新の 際の補償	一般的に、リビア法には、商業代理関係の解約または期間満了による終了について補償の支払いを要求する規定はありません。商業代理店契約および(当事者が契約の準拠法として選択した場合には)リビアの一般契約法の定めが適用されます。 もともと、2010年法は、一定の種類の商業代理に関する補償について規定を設けています。とりわけ2010年法は、委託販売代理店について、委託者が代理店契約を期間満了前に解約した場合、代理店は負担した費用と手がけた仕事の量に対して手数料の一定割合を受け取る権利を有する、と述べています。手数料は、当事者間に別段の合意がない限り、商業的慣行に則って決定されます。委託販売代理店とは、「委託者のために、自己の名において、物を売買しまたは契約を締結する」代理店、と定義されています。	2010年法第 431条
14.	未登録の商業代理店契約の終 了に関する法の規定	特にありません。－上記12項をご参照ください。	
15.	未登録の商業代理店契約の解 約および／または非更新の際 の補償	未登録の商業代理店契約の定めは、契約の解約または期間満了による終了時に、代理店または委託者に補償が支払われるか否かを規定します。ただし、商業代理店が代理店として行った行為が未登録の商業代理店契約に基づく場合には適法とはならないため、裁判所が、公序を理由に、商業代理に関する法に基づく代理店としての権利を一切認めない可能性があることに留意しておくべきでしょう。	
16.	代理店契約に際するその他の 必要条項	2004年施行規則によれば、商業代理店は、事業として瑕疵を帯びず、高品質で適切な基準を満たす製品を扱う委託者とのみ商業代理関係を締結すべきとされています。	

スーダン共和国			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	スーダン共和国における商業代理店を規定する主要な法律は、1972年の商業代理店のライセンスおよび監督に関する法(「商業代理店法」)で、1968年発効の従前の法を廃止しました。	
2.	登録商業代理店となることができる者	一般的に、商業代理店は、スーダン共和国国民または100%スーダン資本の法人でなければなりません。	第6条(A)
3.	商業代理/商業代理店の定義	<p>商業代理店は、外国の事業体と締結された取り決めに基づいて、以下の事業を行う自然人または法人と定義されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スーダンへの商品の輸入 ● スーダンからの商品の輸出 ● スーダンにおける商品の輸送、保管、流通または販売 <p>この定義には、外国で設立された事業体に対する商業取引またはサービスにおける仲介人としての役割を果たすことも含まれます。</p> <p>従って、この定義は幅広く、商業代理と販売代理の双方を対象とするものです。</p>	第3条(A)(i) および(ii)
4.	商業代理店の利用以外の方法	<p>外国法人は、最終顧客が製品輸入の手配をする限りにおいて、海外からスーダン共和国に直接販売を行うことができますが、これは法において明示的に許されているわけではありません。</p> <p>また、外国法人は、州知事と財務省(Ministry of Finance)から1930年商人許可法に基づいて商取引の許可を受けることにより、スーダン共和国において法人を設立することもできます。現地で設立された商事会社は、スーダン共和国において自社の</p>	1930年商人 許可法第6条

スーダン共和国			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		商品やサービスを販売することが認められます。 なお、商業代理店法はフランチャイズ関係には適用されないと考えられています。	
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	(スーダン共和国において市町村当局から商業代理店として活動する許可を受けている)代理店は、法務省 (Ministry of Justice) の一般商業登記局 (General Commercial Registrar) に対して、許可証、国籍証明書および商業代理店契約書の写しを添付し、登録の申請書を提出しなければなりません。申請書には商業代理の対象となる商品またはサービスの一覧、および委託者と代理店との間での手数料の水準に関する合意をはじめ代理関係の他の詳細、ならびに(ある場合には)二次代理店の一覧が添付されていなければなりません。商業登記局の実務として、商業代理店契約は(政府公認の翻訳者によって翻訳された)アラビア語でなければならず、スーダン共和国で実施するのに必要な証明・認証を受けていなければなりません。	第 5 条 2 項
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	登録されていない商業代理店契約に基づいて商業代理店として活動する者に対しては、罰金もしくは 1 年以下の懲役またはその両方の刑事罰が定められています。スーダン共和国では、これらの刑事犯罪は実際に取り締まりの対象となっています。登録されていない商業代理は、あまり例がありません。	第 24 条
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	法務省 (Ministry of Justice) の一般商業登記局 (General Commercial Registrar)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	商業代理店契約の登録は、契約の期間満了日の3カ月前までに法務省に再登録の申請が受理されなかった場合には抹消されます。	第 11 条 1 項

スーダン共和国			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>商業代理店契約の登録は、以下の場合を含む状況においても抹消されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法務省の許可管轄当局の裁定において、商業代理店が消費者または外国委託者の期待に応えられなかったと認められたとき • 代理店が商品またはサービスの輸出、流通、輸送、保管または売買において、特定個人の利益になるように独占権を使用したとき • 代理店がボイコットされている国と通商を行ったとき(後述 10 項をご参照ください) • 代理店がスーダン共和国の商業的評価を損なうような仕事をしたとき • 商業代理店が密輸もしくは輸入許可の偽造、または法もしくは規則の違反のいずれかの犯罪につき有罪判決を受けたとき • 商業代理店が不正行為、詐欺または他の違法行為により商業代理を得たとき • 商業代理店の許可が 1930 年商人許可法の規定に基づいて取り消されたとき 	第 13 条
9.	独占性	商業代理店法上、商業代理店契約が独占的なものでなければならないとの要件はありません。	第 12 条
10.	商業代理店契約に要求される準拠法および管轄	特にありません。ただし、スーダン共和国がボイコットを表明している国の法を準拠法としている場合(現在デンマークおよびイスラエル)、スーダン共和国において同法が適用されず、および/または契約、裁判所命令もしくは判断が執行されない場合が	

スーダン共和国			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		あることに留意すべきでしょう。	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または最長期間	特にありません。	
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	スーダン共和国法には、外国委託者または商業代理店が代理店契約を解約、またはその更新を拒絶する権限に制限を加える規定はありません。商業代理店契約およびスーダン共和国の一般契約法の内容が適用されます。	
13.	登録された商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	スーダン共和国法には、代理店契約の解約や非更新に際して、委託者に補償の支払いを義務付ける規定はありません。商業代理店契約およびスーダン共和国の一般契約法の内容が適用されます。従って、補償が支払われるのは、契約違反があった場合、または当事者間で解約もしくは期間満了による終了に際して代理店に補償を支払う旨合意していた場合に限られます。	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の規定	特にありません。－上記 12 項をご参照ください。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	特にありません。－上記 12 項をご参照ください。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	登録商業代理店契約は、以下の事項を含まなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 商業代理店契約の対象となる商品またはサービスの内容 ● 商業代理店の対象地域 	第 5 条 1 項

スーダン共和国			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<ul style="list-style-type: none"> • 手数料についての合意 • (ある場合には)代理店の本店および支店の代表者の名前の一覧 	

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	商業代理を規律する主要な法律は、2008年法第34号(「商業代理店法」)であり、これは従前の商業代理店の法律(1952年法第151号)に代わるものです。商法(2007年法第31号)も特定の種類の商業代理にかかわる概念について規定を置いています。	
2.	登録商業代理店となることができる者	商業代理店法によれば、商業代理店はシリアに居住するシリア国民または100%シリア国民に所有され、シリア人の経営するシリアで設立された法人でなければなりません。	第34条2項
3.	商業代理/商業代理店の定義	商業代理店法において、商業代理店とは、手数料やその他の利益を対価として、外国委託者のために代理店/代表者または販売業者として活動する者、または外国委託者のためか、あるいは自己の計算によるかに関わらず、外国委託者が輸入した製品の販売をする者、と定義されています。商業代理店法はまた、同意された支払いの対価として、取引の結果に対する責任を負わずに、契約に署名する意思のある2当事者間を仲介し、または商取引や関連業務を補助する「商業仲介」にも適用されます。 従って、この定義は幅広く、商業代理、販売代理、契約代理、フランチャイズまでもが対象となります。	第1条
4.	商業代理店の利用以外の方法	外国製造業者は、シリア内の最終顧客が自ら商品の通関を手配する限りにおいて、個別の取引を通じて直接販売することを認められています。 外国製造業者は、商品の販売やサービスの提供のために、シリア内に子会社として法人を設立することができます。シリアには基本的に、エネルギー、銀行業、保険や住宅事業をはじめとする戦略的な分野など限られた場合を除き、外国資本規制	

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>はありません。</p> <p>外国企業は支店を設立することもできます。</p> <p>最終顧客がシリア政府または国有の法人である場合、政府との契約を目的に支店を開設する以外は、外国委託者は商品の小売りまたはサービスの提供において現地の代理店を選任しなければなりません。</p>	
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	<p>商業代理店や商業仲介人は、経済・貿易省(Ministry of Economy and Trade)に登録しなければならず、登録は、商業代理店契約の日付より60日以内に経済・貿易省が指定した様式に従って行われなければなりません。登録は、委託者ではなく代理店が完了させなければなりません。契約に対する変更は、変更が生じた日より30日以内に登録することとなっています。</p> <p>商業代理店契約は一般に公開される書類として閲覧できるものではありませんが、実際には経済・貿易省のさまざまな部署からアクセスすることができるようになっています。第三者も、当事者の名前や代理の対象、満了日など、登録された商業代理店契約に関する特定の情報を取得するための請求を申請することができます。</p> <p>代理店がシリアにおいて契約を登録することを阻止する内容の規定は、シリアでは強制執行できません。</p> <p>登録の申請書には、以下の内容が含まれなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国委託者の名前・名称および肩書き ● 外国委託者の国籍および事業所の所在地 ● 外国委託者の本店および登記上の住所 	<p>第 34 条 1 項</p> <p>第 35 条</p>

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<ul style="list-style-type: none"> 外国委託者の商業上の目的と本国たる法域における商業登記番号 商業代理の対象となる商品またはサービス 商業代理に支払われる手数料また報酬の額の記載 商業代理店契約の期間および対象ならびに終了に関する規定 商業代理店または商業仲介人の名前・名称および肩書き 商業代理店の事業所の所在地 シリアにおける代理店の商業登記番号と登記地 商業代理店または商業仲介人の税金番号 代理店、代理関係または仲介事業に関するその他の有用な情報 <p>登録の申請書には、次の書面も添付しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> シリアでの実施に必要とされる認証・証明を受けた商業代理店契約の写しと政府公認の翻訳者によるアラビア語への翻訳 代理店の商業登記または商業許可の写し <p>商業代理店は全ての請求書やその他の通信に代理関係の登録番号を記載しなければなりません。</p>	第 45 条
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	商業代理店契約が経済・貿易省に登録されていない場合は、当事者は、代理店と委託者の間に紛争が生じた場合に、商業代理店法上の恩恵(商業代理店の場合、解約または期間満了による終了時に支払われる補償も含まれます—13 項をご参照く	第 43 条

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>ださい)を受けることができません。</p> <p>一般的に、シリアの裁判所は、未登録の商業代理店契約を当事者間で強制執行することはなく、これに対する外国の裁判所の判決や仲裁判断を執行することはありません。これは、商業代理店法の規定を回避するために当事者間で付帯的合意を締結した場合には 20,000 シリア・ポンドの罰金が科され、さらに当該合意の内容はシリア法上無効である、と法が規定しているためです。ただし、未登録の商業代理店と取引をしている第三者は、未登録の代理関係の存在を裏付ける証拠があれば、これについて訴訟を提起することができます。</p> <p>商業代理店契約を登録していない限り、公的機関、裁判所、その他法人などに対して、商業代理店を名乗ることはできません。</p> <p>経済・貿易省にて登録していないにもかかわらず商業代理店もしくは仲介人を名乗ること、または商業代理店の登録を怠ることは、刑事犯罪となります。罰則は、10,000 シリア・ポンド(約 1,560 米ドル)以上 30,000 シリア・ポンド(約 4,700 米ドル)以下の罰金です。</p>	第 57 条および第 58 条
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	経済・貿易省 (Ministry of Economy and Trade)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	<p>商業代理店としての活動を止め、または代理関係が期間満了により終了した商業代理店は、代理店としての業務を止めた日付より 30 日以内に、代理の登録を取り消すために経済・貿易省の登記局に通知しなければなりません。</p> <p>代理店たる個人が死亡した場合、または商業代理店契約が取り消された場合に</p>	第 38 条および第 39 条

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		は、商業代理店(またはその承継人)は 60 日以内に経済・貿易省に死亡または取り消しを通知しなければなりません。	
9.	独占性	商業代理店法には、独占性についての要件はありません。	
10.	商業代理店契約に要求される 準拠法および管轄	<p>商業代理店契約との関係で、管轄についての明文化された要件はありません。商業代理店法は、シリアの裁判所は同法の適用に関する紛争を裁定する管轄権を有すると規定していますが、これは商業代理店契約における管轄の選択について、シリアの裁判所に独占性を与えるものではありません。従って、当事者は、シリア法の一般条項に基づいて、紛争解決手段として外国の裁判所や国際仲裁に合意することができます。</p> <p>シリアの裁判所が、公序(これは、準拠法がシリア法でない場合を含め、広く解釈することが可能です—以下を参照ください)を理由に、特定の契約や条項に関する決定の執行を拒否する一般的なリスクはあります。当事者は、未登録の商業代理店契約に基づく紛争を外国の裁判所や国際仲裁に付託することに合意することもできますが、シリアの裁判所が、公序を理由に、未登録の商業代理店契約に関する外国の判決や仲裁判断の執行を拒否する可能性は高いでしょう。</p> <p>なお、当事者が契約において外国の裁判所や国際仲裁を選択しているか否かにかかわらず、シリアの裁判所がさまざまな場面において管轄を受諾する可能性があります。従って、委託者は並行、競合する訴訟手続のリスクについても検討する必要があります。国際仲裁や外国の裁判所による管轄を選択するのであれば、委託者としては、シリアの代理店が提起した訴訟につき、シリアの裁判所が補償を命じる判決を下した場合、委託者の「本国」たる法域の裁判所が果たしてこのような判</p>	第 58 条

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>決を執行するのか、ということも検討すべきかもしれません。</p> <p>商業代理店法の第 58 条が、商業代理店法の(例えば、代理店に対する補償についての)規定を回避することを目的とした届出のない契約は、無効とみなされ、当事者に対して効力を有しない、と定めていることに留意すべきです。そのような契約を締結した場合に対して、200,000 シリア・ポンド(約 3,000 米ドル)の罰金が定められています。これは、代理店に対する補償を回避するために未登録の商業代理店契約を選ぶ試みや、登録された契約が有する代理店の保護の効果に制限を加える付帯的合意の締結を覆すものです。</p> <p>商業代理店契約においては、シリア法を選ぶことが義務付けられています。これは、シリアにおいて公序に関わる問題と考えられています。そのため、商業代理店法が外国の法を準拠法と定め、管轄条項において外国の裁判所や国際仲裁について定めた場合には、シリアで外国の裁判所の判決や仲裁判断を執行することはできません。</p>	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または最長期間	特にありません。	
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	当事者は、契約期間と予告期間について自由に合意することができます。商業代理店契約は、その定めるところに従って終了します。しかし、代理店が違反をしていない場合に委託者が商業代理店契約を解約したときは、代理店は補償を受けることができます—後述 13 項をご参照ください。	民法第 946 条 および第 947 条
13.	登録された商業代理店契約の解約および／または非更新の	代理店の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず委託者が登録された商業代理店契約を解約した場合、商業代理店は逸失利益に関する損害を請求することが	第 45 条 1 項

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
	際の補償	<p>できるようになります。この権利は、契約に補償を支払わない旨を定めるいかなる条項があっても、発生します。ただし、商業代理店契約がその定めるところに従って期間満了により終了した場合には、当事者間で別段の合意をしている場合を除き、補償は支払われません。</p> <p>解約が代理店の契約違反により正当化される場合には、代理店に支払われるべき補償は裁判所により減額されるか、または、一切補償が認められないこととなります。また、補償は、代理店の契約期間の長さを反映するために減額されることもあります。</p> <p>実務上、シリアの裁判所は、そのような補償の額を決定するにあたり、過去3年間に商業代理によって生じた平均年間利益の3倍という計算式を適用しています。</p> <p>登録された代理関係の終了の際に、商業代理店法上支払われるべき補償の金額には、上限を設定することも可能です。一般損害についての責任制限は、派生的損害の除外および／または損害賠償額の予定条項を含め、その内容が合理的なものである限り、シリアの裁判所により是認される可能性があります。</p> <p>代理店は一般的に、補償の支払いを受けるまで、および／または紛争が解決するまでは新たな代理店の登録を防ぐ、ということができません。経済・貿易省は、契約が終了した時点で、当事者の立場に関係なく、登録抹消の手続を開始します。</p>	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の規定	<p>シリア法には、未登録の商業代理店契約の終了について定める規定はありません。</p> <p>現行の実務上では、未登録の商業代理店契約は強制執行できないと考えられる可能性が高いでしょう。従って、シリアの裁判所が公序を理由に未登録の商業代理店契約を是認することを拒否する可能性は高く、未登録の契約に関する外国の裁判</p>	

シリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		所の判決や仲裁判断の執行を拒否する可能性も高いでしょう。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	実務上、未登録の商業代理店契約は強制執行できないと考えられる可能性が高いでしょう。14 項の回答をご参照ください。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	<p>商業代理店は商品・サービスのメンテナンスを行う設備に加え、予備部品やその他の器具、付属品も提供しなければなりません。商業代理店は全ての条件を遵守し、商品とサービスに対する製造業者としての保証も提供しなければなりません。</p> <p>商業代理店が変更された場合には、委託者と新たな代理店は、従前の代理店の商品を原価または現地の市場価格(いずれか低い方)で購入する責任を連帯して負います。そして新たな代理店は、従前の代理店との商業代理店契約上のすべての義務も引き受ける必要があります。</p>	<p>第 43 条</p> <p>第 46 条</p>

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
1.	適用法令	イエメンにおける登録商業代理店の選任については、商業代理、外国会社の支店および外国の商社を規律する、(1999年法第16号による改正後の)1997年法第23号(「商業代理店法」とイエメンの商法(1991年法第32号)(「商法」)において規定されています。商業代理店法に関する施行規則は、2000年に発表されています(2000年規則第276号)(「施行規則」)。	
2.	登録商業代理店となることができる者	<p>イエメンの商業代理店法に基づく商業代理店としての事業は、(イエメンに永住する)イエメン国民またはイエメンにて設立され、100%イエメン資本により所有されかつ本店がイエメンに所在する会社のみ従事することができます。いずれの場合においても、代理店はその商業ライセンスにおいて商業代理店として活動することが許可されており、代理の対象地域内に商業事業所を有していなければなりません。</p> <p>代理店は、別の代理店を通じた二次代理ではなく、外国の委託者によって直接選任されていなければなりません。</p> <p>商業代理店は、イエメンへの商品の輸入に必要な書類に押印するために、代理店および委託者の名前・名称ならびに代理店の商業代理店登録簿上の登録番号を記した印鑑を作成しなければなりません。また、代理店は、その発行する書類や請求書に、名前・名称および住所、委託者の名前・名称、ならびに商業代理店登録簿の登録番号を印刷しなければなりません。</p>	<p>第3条および第4条</p> <p>施行規則の第3条</p> <p>第15条および第16条</p>
3.	商業代理／商業代理店の定義	イエメンの商業代理店法は、商業代理店を幅広く定義しており、とりわけ代理店が販売手数料を得て商品やサービスを販売する「委託販売代理店」や販売店契約、その他より具体的な代理関係の類型をも対象としています。	第2条

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
4.	商業代理店の利用以外の方法	<p>外国製造業者によるイエメン国内への直接販売は、最終顧客が商品の通関を手配する限りにおいて、輸出入ベースで認められます。</p> <p>イエメンには、フランチャイズ関係を規律する特定の法律はありません。フランチャイズは、一般的に商業代理店法の適用対象であると考えられています。</p> <p>外国製造業者は、イエメン内での商品の販売やサービスの提供のために、イエメンに現地法人を設立することができます。イエメンには、基本的に外国資本規制がありません。外国会社のイエメン支店が適法に従事できる活動は、市場調査、コンサルタント事業および営業開発に限られており、支店が取引をすることは認められていません。</p>	
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	<p>イエメンの商事代理店法は、商業代理店が産業・貿易省で登録を受け、商業代理店契約も登録することを義務付けています。登録手続は、商業代理店が責任を持って行うものとされています。</p> <p>産業・貿易省に対しては、次の情報を提供しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委託者の名前・名称および住所ならびにその本店の住所 ● 商業代理店の名前・名称および住所ならびに商業登記簿における登記番号 ● 代理の対象となっている資産および商品 ● 代理の対象地域 ● 期間の定めがある場合には代理の期間 	第6条

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<ul style="list-style-type: none"> 委託者および代理店の取引の中心地 代理の対象となっている商品の名称 代理店契約に基づく紛争の解決および債務の決済の方法 <p>また、イエメンでの実施に必要とされる認証・証明を受けた代理店契約の写しを、政府公認の翻訳者によるアラビア語への翻訳とともに提出しなければなりません。なお、登録時には、名目的な印紙税も支払わなければなりません。</p> <p>代理関係が医薬品など一部の特定の製品を対象とする場合には、委託者はその本国たる法域において当該製品の取引をするための認可を受けていなければならず、その認可を証明する資料を産業・貿易省に提供しなければなりません。一定の代理関係において委託者が負う予備部品を提供する義務については、16項をご参照ください。</p> <p>商業代理店は、商業代理店契約が締結された日より60日以内に登録を申請しなければならず、登録情報に変更があった場合には、変更後1カ月以内にこれを産業・貿易省に届け出なければなりません。</p> <p>契約で定められた期間が3年以内であれば、登録は契約満了の日をもって失効したものとみなされます。契約満了日より後に代理関係を更新する場合、代理店は更新から30日以内に代理関係を再登録しなければなりません。代理の期間が3年を超える場合、契約は自動更新するものとみなされます。一般的に、3年を超える期間について商業代理店を選任した場合には、当該商業代理店に永続的かつ独占的な代理関係を認めることとなります。</p>	<p>施行規則の第4条</p> <p>第9条および第14条</p>
6.	商業代理店を登録しなかった	実務上、代理関係の登録を行わなかった場合、代理店はイエメン法に基づいて商	第2条

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
	場合の影響	<p>業代理に与えられる保護を受けることができなくなります。とりわけ、代理店は、登録を受けていない限り、3年超の期間にわたり商業代理店として活動しても、委託者の永続的・独占的な代理店とはみなされません(後述 9 項をご参照ください)。</p> <p>裁判所が未登録の商業代理店契約に関する紛争を審理しないリスクもありますが、当事者は裁判所に対してイエメンの一般的な商法および民法に基づいて契約を是認するよう、申し立てることはできます。裁判所が未登録の契約を是認した場合、当該契約は当事者間の一般的な商事契約として扱われますが、商業代理店契約とみなされることはありません。登録を前提としない商業代理店契約においては、代理店が自ら委託者の代理店または販売業者と名乗ることはできません。</p> <p>産業・貿易省で登録を受けずに自ら商業代理店と名乗る商業代理店に対しては、刑事罰が定められていますが、実際には、刑事罰が科されることは稀で、未登録の代理店がイエメンへ商品を輸入した後に、罰金を支払った上で契約を登録することも可能です。</p>	
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	産業・貿易省 (Ministry of Industry and Trade)	
8.	商業代理店または商業代理店契約の登録抹消	<p>以下に該当する場合、産業・貿易省は登録を取り消します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 代理店が 1 年超にわたり、商業代理店としての事業を行わず、または商業代理店として活動することを止める意向を示したとき ● 商業代理店契約が満了し、代理の期間は 3 年以内であったとき 	第 18 条

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<ul style="list-style-type: none"> 商業代理店が商業代理店法またはその施行規則に違反したとき 商業代理店としての事業を行うためのライセンスが、誤った情報に基づいて付与されていたとき 	
9.	独占性	<p>イエメンの商業代理店法には、商業代理が独占的な性質なものであることを義務付ける明文の規定はありません。従って、委託者は、契約関係が円満なものであり、各契約の期間が3年以内である限り、イエメン国内で二つ以上の商業代理店を選任することができます。ただし、従前の商業代理店と委託者との間で紛争が生じている場合、当該紛争が当事者間でまたは管轄権のある裁判所の命令により解決されない限り、産業・貿易省が別の代理店を代わりに登録することはありません。</p> <p>商業代理店契約の期間が3年超である場合、商業代理店契約の定めにかかわらず、代理店には永続性・独占性が認められます。同代理関係が永続的・独占的なものとなる前に委託者が選任したその他の代理店は、独占代理店より、代理店として行為することが妨げられる可能性があります。</p>	第 19 条
10.	商業代理店契約に要求される 準拠法および管轄	<p>イエメンの裁判所は、登録商業代理店契約に関する紛争について専属的な管轄権を主張しています。当事者が、イエメンで効力を有する登録商業代理店契約に関連する請求の審理を外国の法域の裁判所に委ねる旨を有効に定めることはできません。登録された契約に外国の裁判所による管轄について定めている場合であっても、外国の裁判所で紛争を審理しようとするれば、(当事者から十分な主張がなされている限り)こうした試みは却下される可能性があるでしょう。またイエメンの裁判所は、紛争解決手段に関する契約条項にかかわらず自らが管轄することを受諾するであろうと思われます。このため、当事者は、並行した訴訟手続が生じるリスクを負うこととなります。いずれにせよ、登録された商業代理店契約に関する外国での</p>	第 20 条

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>判決をイエメン内において執行することは困難でしょう。</p> <p>ただし、当事者が商業代理店契約において仲裁を選択することは認められています。これは、登録された商業代理店契約の違反に関する国際仲裁判断が、例えばその仲裁判断が適用される条約の下でその他の点において執行可能なものであれば、イエメンの裁判所はその仲裁判断を執行することを意味しています。イエメンは現在、ニューヨーク条約の締約国とはなっていないものの、中東全域にわたる執行条約であるリヤド条約には参加しています。もっとも、イエメンの裁判所が、公序を理由に特定の契約や条項に関する決定の執行を拒否する一般的なリスクはあります。従って、イエメンの裁判所が登録商業代理店の契約終了時における補償を受ける権利を否定する国際仲裁判断の執行を拒否するリスクはあります。</p> <p>未登録の契約の場合には、イエメンの裁判所が、契約において当事者が管轄について指定しているにもかかわらず、自ら管轄を受諾する可能性があり、また契約の実施を拒否するリスクもあります。さらに、イエメンの裁判所が、公序を理由に、未登録の商業代理店契約に関する外国の裁判所命令または仲裁判断の執行を拒否する可能性もあります。未登録の契約の場合、イエメンの裁判所で外国の仲裁判断を執行する必要性の程度について個別に検討する必要があります。</p> <p>商業代理店法には、契約の準拠法としてイエメン法を選択しなければならないという要件はありません。もっとも、イエメンの裁判所が管轄を主張する場合、裁判所は、当事者により指定された準拠法にかかわらず、イエメン法を適用する傾向があります。</p>	
11.	商業代理店契約で要求される最短期間または最長期間	イエメンでは、商業代理店契約で要求される最短期間または最長期間についての定めがありません。ただし、代理店契約が3年を超える期間を定めているか、代理	

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<p>が3年以上継続した場合には、代理関係は終了時に自動的に更新されるものとされ、商業代理店との関係もその性質上、永続的・独占的なものとみなされます。9項をご参照ください。</p> <p>委託者が、永続的・独占的な代理店としての扱いを受けるとの法的要件を回避するために、商業代理店をそれぞれ3年未満の期間で繰り返し選任することも可能です。この場合には、委託者が産業・貿易省において代理関係が継続したと推認される(これは、第5項で説明されているように、代理関係はその期間満了より6カ月後には解消されたものとみなされることにかかわらず、です)ことを確実に避けるために、登録された商業代理をその都度登録抹消し、再登録することが推奨されます。</p>	
12.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	<p>商業代理店法では、商業代理店契約は3年以内の期間を定め、期間満了時に終了するものであることを前提としています。商業代理店契約に3年を超える期間の定めがある場合、同契約は期間の定めのないものとして扱われ、両当事者がお互い終了に同意するか、代理店による重大な違反やその他「正当な理由」により管轄権を有する裁判所または仲裁廷が代理関係を終了させ、代理店を商業代理店の登録簿から抹消するよう命令を下した場合にのみ、終了します。</p> <p>商業代理店法には、期間の定めのない契約の終了に関する規定を置いていません。期間が3年を超える契約は永続的なものとなり、委託者としては適切な予告期間を定めた解約を怠ることによって契約が3年を超えてしまうリスクを冒したがいいため、期間期間の定めのない契約は稀です。当事者間で期間の定めのない契約について合意された場合、当該契約はイエメンの商法に従って十分な予告期間を定めた上で解約しなければならず、これは実務では3カ月以上前に通知することが必要であることを意味します。このとき、通知書の写しを、産業・貿易省に届け</p>	施行規則の第14条

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		出なければなりません。なお、期間の定めのない契約を解約する通知を出しても、代理店が直ちに契約の登録抹消に同意しないことが多い点に、注意が必要です。委託者は、登録抹消に必要な代理店の同意を得るために補償を支払うか、訴訟を開始しなければならない可能性もあります。	
13.	登録された商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	<p>3年以内の期間の定めのある商業代理店契約が委託者によって解約されるか、契約の定めに従って満了した場合、委託者には代理店に対して代理関係・のれんの喪失に対する補償を支払う法律上の義務を負いません。このような状況において委託者が補償すべき責任を負うのは、賃借費用や必要な設備の取得に要した支払いなど、代理店が委託者の事業を確立し、代理を遂行するために実際に直接負担した費用に限られます。契約に、委託者が代理店に対する補償について合意した規定が盛り込まれていれば、イエメンの裁判所はその契約を強制執行します。</p> <p>商業代理店契約の期間が3年超であれば、契約の定めにかかわらず、代理店に対しては法定の補償が支払われなければなりません。イエメンの裁判所は、補償を認める際に、以下を含むあらゆる関連事項を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当事者間の関係の長さ ● 契約終了の結果、代理店が被った損失 ● 契約に基づいて当事者が得た利益 ● 代理との関係で代理店が負担した費用 ● 契約終了が代理店やその従業員の信用に与える影響 <p>実務上、法定の補償額は、多くの場合契約期間中の直近数年間に代理から生じた代理店の平均年間純利益に3から5の間の係数を乗じた金額を基礎としています。</p>	

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		。 代理店が法定の補償を請求する権利は公序に関する事項と考えられているため、イエメンの裁判所は法定の補償責任を回避または制限しようとする条項を是認しません。一般損害または契約上合意された補償についての責任制限は、派生的損害の除外および／または損害賠償額の予定条項を含め、その内容が合理的なものである限り、強制執行される可能性があります。	
14.	未登録の商業代理店契約の終了に関する法の規定	未登録の契約は、当事者による契約上の定めに従って終了させることができ、予告期間について規定を置いていない場合には、契約は十分な予告期間をもって終了されなければなりません。これは、実務上では、3カ月以上の予告期間を意味します。期間の定めのある契約は、その定めるところに従って満了します。	
15.	未登録の商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	未登録の契約に関して補償の支払いを特に要求するイエメン法上の規定はありません。イエメンの裁判所が未登録契約を是認した場合、代理店が委託者の商業代理店として3年を超えて活動したとしても、裁判所が法定の補償を認める可能性は低いでしょう。ただし、その他の点については、契約上合意された補償および代理店が直接負担した出費や費用を含め、同一の損害項目が損害賠償の対象となる可能性があります。	
16.	代理店契約に際するその他の必要条項	商業代理店契約には、以下の規定が含まれていなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 委託者および代理店の名前・名称、住所および国籍 ● 代理の対象となっている商品、製品およびサービスの種類 ● 代理の対象地域 	第8条

イエメン			
	項目	概要	参照条文 (商業代理店 法の条文)
		<ul style="list-style-type: none"> • 商業代理の期間 • 支払われる手数料の算定方法 • 紛争解決に関する規定(補償についての定めや、請求を提起すべき裁判所など) <p>代理店契約が機械、機械設備または電気用品の供給を対象としている場合、商業代理店契約では、委託者が責任を持って当該製品のメンテナンスのために必要な技術要員、設備および予備部品を提供する旨を規定しなければなりません。</p>	